令和2年度東京都国際交流委員会事業運営費補助金交付要綱

31生都地第2096号 令和2年4月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都国際交流委員会に対し、多文化共生、国際交流、国際協力等に関する情報の収集及び提供、多文化共生、国際交流、国際協力等に関する普及啓発等の事業に要する経費の補助を行うことにより、幅広い都民の積極的な参加と連携を図り、多文化共生、国際交流、国際協力及び国際的な相互理解の促進に資することを目的とした令和2年度東京都国際交流委員会事業運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付に必要な事項を定める。

(補助の対象団体)

- 第2 この要綱に基づく補助の対象となる団体は、東京都国際交流委員会(以下「補助事業 者」という。)とする。
- 2 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象 としない。
 - (1)暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3項に規定する暴力団員及び同条第4項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

(補助対象事業)

- 第3 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行う次の事業 とする。
 - (1) 多文化共生、国際交流、国際協力等に関する情報の収集及び提供
 - (2) 多文化共生、国際交流、国際協力等を促進するための普及啓発及び連絡調整
 - (3) その他補助事業者の目的を達成するために必要な事業

(補助対象経費及び交付額)

- 第4 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な管理費及び事業費とし、予算の範囲内において補助する。ただし、東京都知事(以下「知事」という。)が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 2 補助事業の実施に当たり、補助金のほかに、事業の実施に伴う収入、事業の経費として 充当すべき収入又は雑収益(保証金返戻金を含む。)がある場合には、これらの収入を補 助対象経費から控除する。

(補助金の交付方法等)

- 第5 補助金は、補助事業者の事業計画及び事業執行状況に応じて交付するものとし、概算 払とする。
- 2 交付時期は、原則として、四半期ごとの年4回とする。

(補助金の交付申請)

- 第6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)及び誓約書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。
 - (1) 令和2年度予算執行計画書

- (2) 令和2年度事業計画書及び収支予算書
- (3)委員会規約
- (4)使用印鑑届
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

- 第7 知事は、第6の規定による申請を受理した場合において、内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、補助事業者に通知する。
- 2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して、交付の決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、補助事業者が第2 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第8 補助事業者は、第7の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金の請求)

- 第9 補助事業者は、第7の補助金の交付決定を受けて補助金を請求しようとするときは、 請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の支払を 適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(承認事項)

- 第 10 補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。
 - (1)補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第 11 補助事業者は、第 10 の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書 (別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第 12 知事は、第 11 の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、変更 を承認することを決定したときは、変更承認書(別記第6号様式)を交付し、承認しない ことを決定したときは通知書(別記第7号様式)によりその旨を通知する。

(状況報告)

第 13 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況に関し報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第 14 補助事業者は、補助事業完了後又は会計年度終了後速やかに実績報告書(別記第 8 号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 知事は、第 14 の規定による実績報告を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(別記第9号様式)により、補助事業者に対し通知する。

(精算書の提出)

第 16 補助事業者は、第 15 の規定による額の確定通知書を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書(別記第 10 号様式)を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 17 知事は、第 15 の規定による審査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

- 第18 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の(1)から(4)までのいずれ かに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2)補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金 等交付規則(昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。)に基づく命令に 違反したとき。
- 2 1の規定は、第15の規定による額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第 19 知事は、第 18 1 の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第 15 の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその 額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第 20 補助事業者は、第 19 1の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。) を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第 21 第 20 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 第 20 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

- 第 22 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 1の承認を受けて、補助事業者が財産を処分することにより収入を得た場合には、知事は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。
- 3 補助事業者が解散した場合には、知事は、残余財産のうち、補助事業者が本要綱に基づく補助金により取得した財産を都に納付させることができる。

(帳簿等の整理保管)

第23 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び 支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業終了後5年間保管し なければならない。

(その他)

第 24 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。